

□ 令和7年4月末の交通事故発生状況

交通事故死者数は、13人（発生件数13件）で前年と比較して3人増加し、尊い命が交通事故により失われております。

悲惨な事故を未然に防止するため、安全運転を心がけるとともに、他の通行者を思いやる優しい運転に心がけてください。

ルールを守って 思いやり運転

■ 交通事故発生状況

	令和7年4月末			
	本年	前年	増減	
			数	率
総件数	20,473	19,457	1,016	5.2
人身件数	2,870	2,970	-100	-3.4
物件件数	17,603	16,487	1,116	6.8
死者数	13	10	3	30.0
負傷者数	3,536	3,655	-119	-3.3

※物件件数については、令和7年5月12日現在の概数



上州くん

みやまちゃん

■ 月別発生状況

区分	月	令和6年							令和7年				累計	
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
人身件数		711	723	735	636	702	807	851	924	738	665	722	745	2,870
死者数		8	6	5	1	7	3	4	5	5	4	0	4	13
負傷者数		877	880	897	830	851	994	1,072	1,139	920	825	901	890	3,536

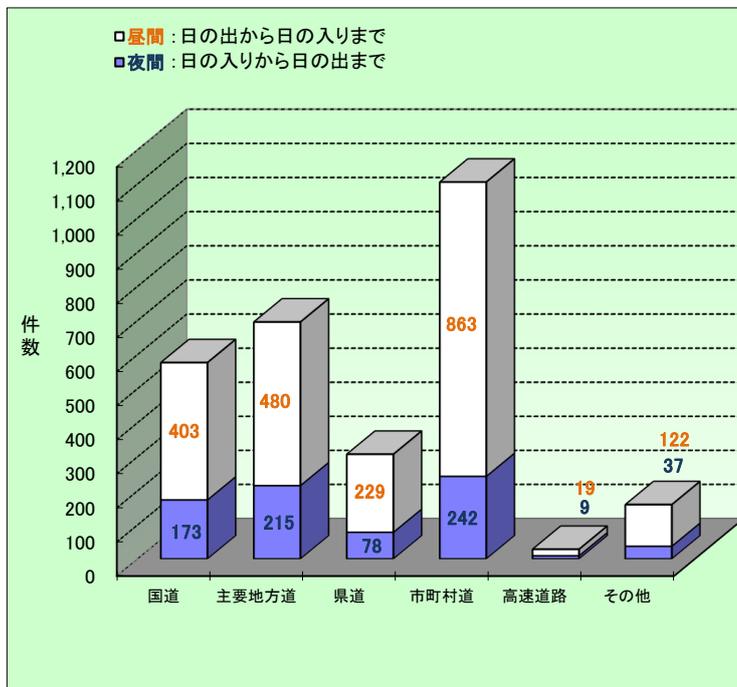
■ 年別発生状況

区分	年	R2	R3	R4	R5	R6
人身件数		9,266	10,007	9,803	10,038	9,059
死者数		45	50	47	47	49
負傷者数		11,624	12,308	12,072	12,377	11,195

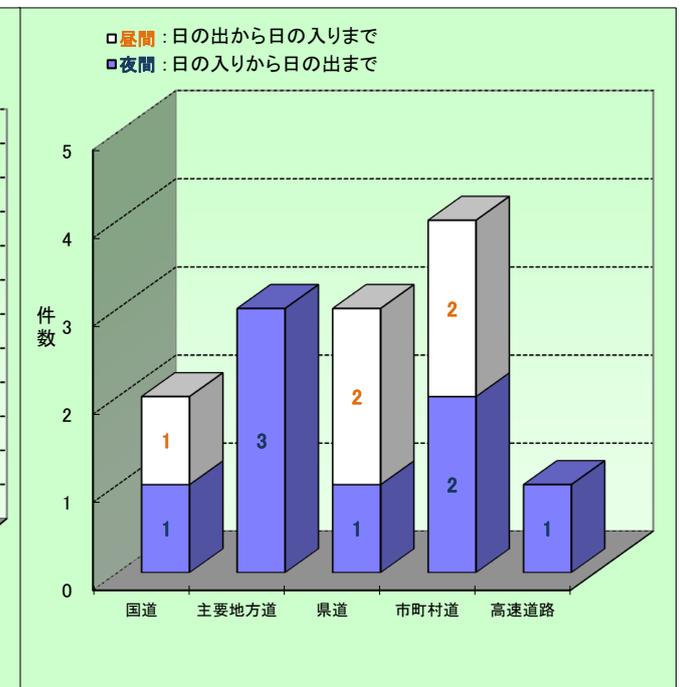


■ 道路別、昼夜別発生状況

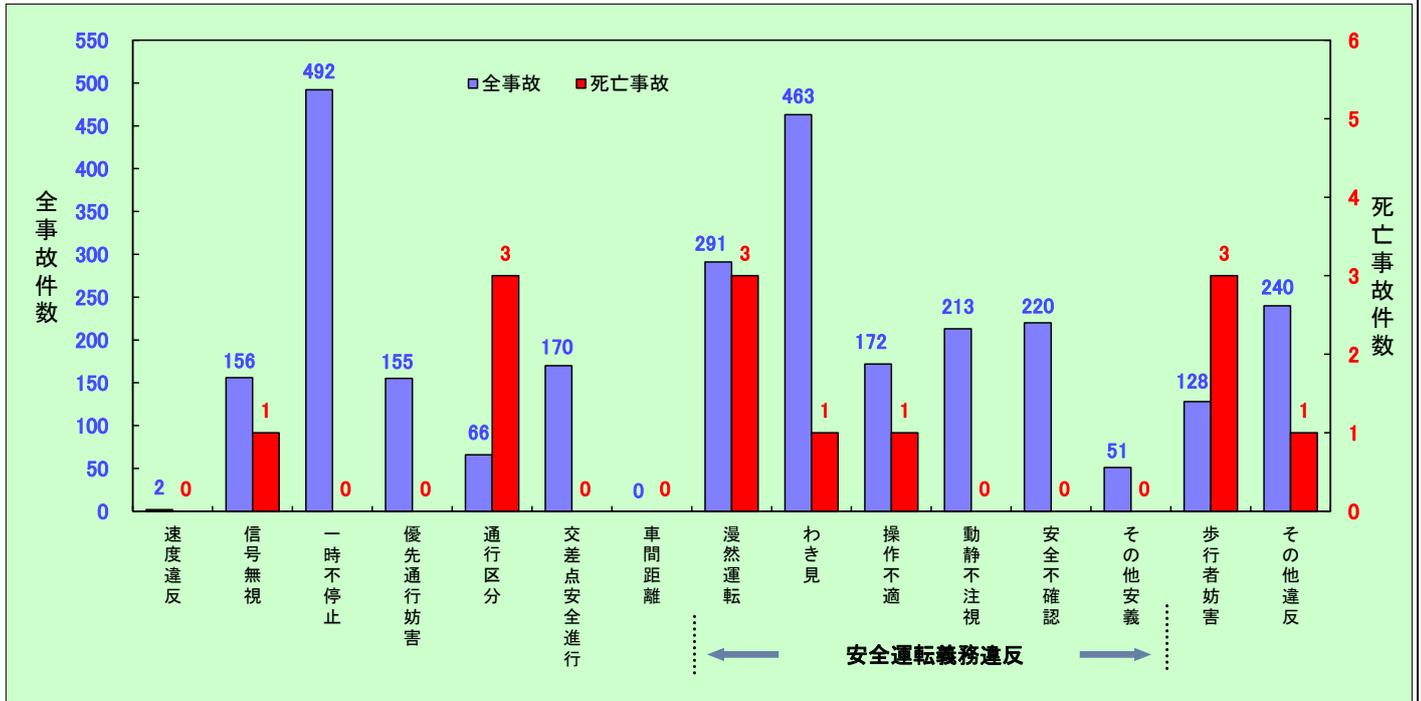
1 全事故



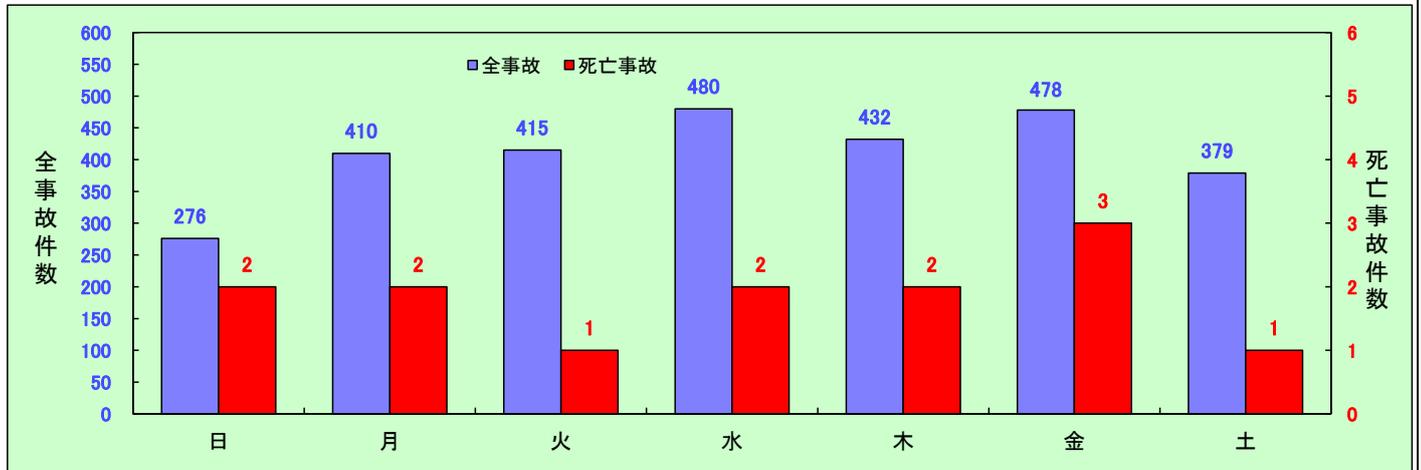
2 死亡事故



■ 全事故と死亡事故の原因別比較

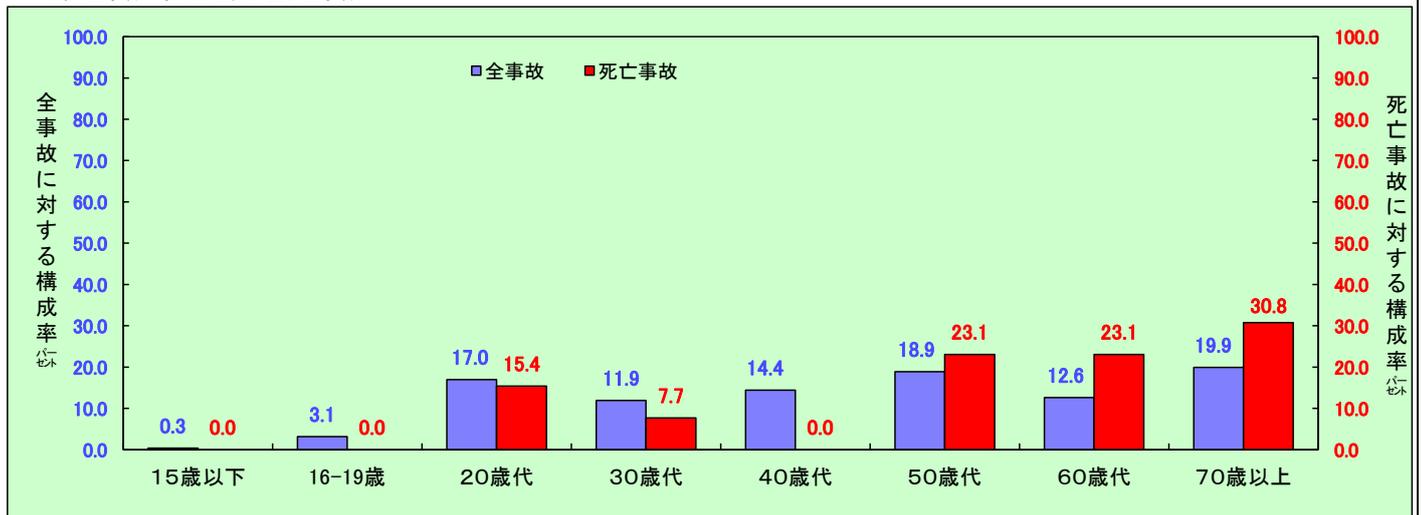


■ 全事故と死亡事故の曜日別発生比較

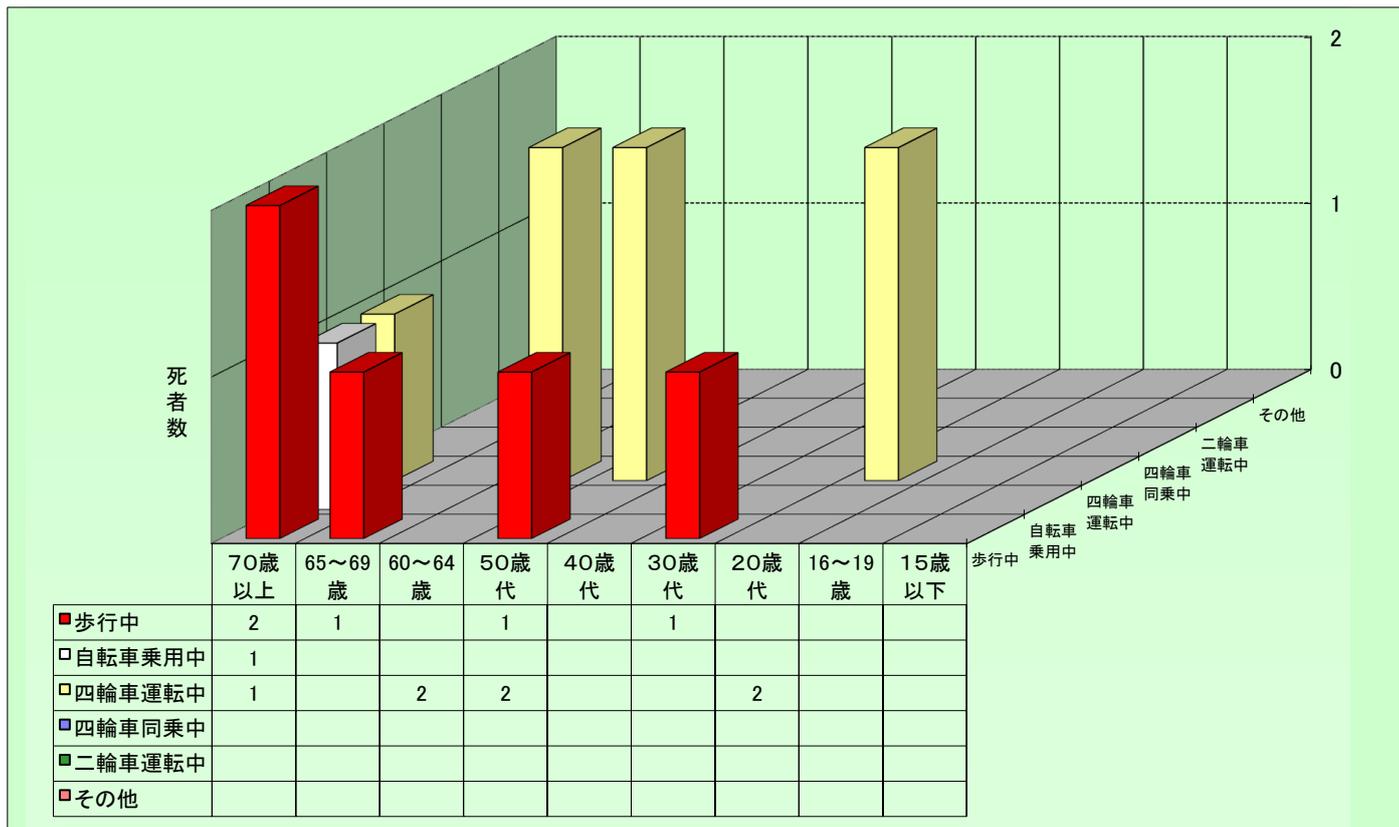


■ 全事故と死亡事故の年齢層別構成比較 (第1当事者)

(第1当事者=事故の過失が重い当事者)



■ 死者の年齢層別、状態別発生状況



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- スマホ利用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および助動

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に關し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反省して行った者は講習制度の対象となります。
※更新令公布後 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、減速路切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など